

館林市シティプロモーション Instagram（インスタグラム）運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針に基づき、館林市が Instagram（インスタグラム）を魅力発信のための情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運用主体及び運用管理

シティプロモーション Instagram（インスタグラム）の運用主体は館林市とする。運用管理責任者は秘書課長とし、アカウントの管理及び投稿の発信は秘書課シティプロモーション係が行う。

3 アカウント名

『【公式】 たてプロ（たてばやしシティプロモーション）』（tatebayashi_pr）

4 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてシティプロモーション Instagram（インスタグラム）のアカウント名を市公式ホームページ上に明示する。

5 投稿等への回答

- (1) 当アカウントへの質問やコメントに対して、原則として市からの回答は行わない。
- (2) 当アカウントでは、市への意見・質問等は受け付けない。

6 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は、細心の注意を払って行うが、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等について保証するものではない。
- (2) 館林市は、利用者が当アカウントの投稿内容を用いて行う一切の行為及びそれに関連して生じた直接・間接的な損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (3) Instagram（インスタグラム）の利用について、何らかの理由による不都合が生じた場合は、予告なしに運用管理責任者が利用を中止し、内容の変更、削除又はアカウントそのものを削除することができるものとする。
- (4) 当アカウントとは関係のない Instagram（インスタグラム）の利用方法や技術的な質問等に関して、回答は行わない

7 著作権について

原則として、当アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は館林市または原作者に帰属する。ただし Instagram（インスタグラム）の機能を用いた情報拡散については可とする。

本運用方針は、令和7年8月1日から施行する。